

## 農地転用（許可）添付書類一覧表

- ※ 締切日 毎月10日（10日が閉庁日の場合は翌開庁日とします。ただし、令和8年1月は9日(金)とします。）
- ※ 添付書類のうち発行日の記載があるものは、原則申請日から3カ月以内であること。
- ※ 開発協議が必要となる申請は、あらかじめ都市計画課において開発行為の手続きを行い、スケジュールを整合のうえ、申請してください。
- ※ 盛土等を伴う造成工事を行う場合には、町条例の適用となる場合がありますので、事前に生活環境エコタウン課に問い合わせてください。
- ※ 太陽光発電設備の設置を目的とする申請は、あらかじめ生活環境エコタウン課において条例に基づく所定の手続きを行い、表内記載の書類の写しを添付してください。
- ※ 申請書の氏名欄が記名のみである場合（自書又は記名押印でない場合）、本人確認書類の添付が必要となります。（詳細は申請書の「本人確認に係る留意事項」を参照のこと。）

	必要書類	備考
1	表紙 〈 1 部 〉	代理人（提出者）の氏名・連絡先を記入すること。
2	申請書 〈 4 条は 3 部、5 条は 4 部 〉	記入例を参考に、必要事項を記載すること。
<b>以下 2部 提出してください（原本1部、副本1部はコピー可）</b>		
3	住民票	譲受人・譲渡人のもの
	履歴事項全部証明書 又は定款の写し	申請者が法人の場合
4	土地登記事項証明書	申請地の全部事項証明書 ※所有者の住所が土地登記事項証明書に記載されている住所と異なる場合は住所のつながりが確認できる書類添付
5	位置図	・ 申請地の位置及び付近の状況がわかるもの（住宅地図の写し等） ・ 申請地を赤で表示すること。
6	公図の写し	・ 法務局または税務課発行 ・ 申請地を赤で縁取りし、隣接する土地の地目を記入すること。
7	土地利用計画図	・ 建物等配置図、建築物の立・平面図、排水経路図等 ・ 建築物がある場合は建築面積を表示すること。 また、敷地拡張の場合は、既存敷地の面積を表示すること。
8	見積書	見積業者の押印があるもの
	資金調達計画書	申請目的により様式が異なります。
	残高証明書	自己資金で行う場合（親族等から融資を受ける場合、その者の証明）
	融資証明書	借入資金で行う場合（親族等から融資を受ける場合、その旨の書面）
9	資材置場（駐車場）の設置に係る資料	転用目的が資材置場（駐車場）の場合
	現在使用している資材置場（駐車場）の配置図及び写真	（利用者名簿・保有車両の車検証の写し）

10	農業用倉庫（作業場）の建設に係る資料	転用目的が農業用倉庫（作業場）の場合
11	事業計画書	転用目的が事業用途の場合
	理由書	転用目的等の記載が申請書に入りきらない場合
12	承諾書	土地登記事項証明書の権利部（乙区）で所有権以外の権利が設定されている場合
13	現地写真	現地の状況がわかる写真
14	委任状	代理人が申請する場合
15	始末書	無断転用の場合
16	農家証明	農家案件（農家住宅やその敷地拡張等）の場合
17	各許認可書等の写し	転用目的の事業に他法令による許認可、資格等を要する場合
	太陽光発電の場合	太陽光発電協会又は経済産業省の認定通知書の写し 電力会社の電力需給契約申込書の写し等 モジュール・パワコン・フェンスの仕様書 (法人の場合、履歴事項全部証明書に発電事業を明記)
		寄居町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例に基づく下記書類の写し(生活環境エコタウン課の受付印があるもの) 事前協議書、説明会開催結果報告書及び関係書類、地域住民等意見報告書及び協議書、区等との協定書
	一時転用の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復元計画書(埋戻し状況、作土被覆状況、縦横断面図等)</li> <li>・ 工事工程表</li> <li>・ 確実に農地へ復旧する旨の誓約書</li> </ul>
	その他参考となる資料	申請内容により、上記以外の書類提出を求める場合があります。

●問い合わせ 寄居町農業委員会事務局（産業振興企業誘致課内）Tel048-581-2121